

健全育成

次代を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、市民すべての願いである。

本市では、この願いをこめて、昭和55年に「青少年健全育成都市宣言」を行い、青少年の健全育成活動はそれまでの行政主導型から市内各地区の青少年を健やかに育てる会を中心とした地域主導型に移行した。そして、

“地域の子どもは地域で育てる”を基本理念に、青少年育成推進員を中心として、団体や機関等が密接に連携し合い、あらゆる機会と場を活用した地域ぐるみの実践活動を展開している。

また、昭和62年には、沼津市青少年問題協議会が、青少年が明るく健全に育つまちづくりを進めるため、「明るい子どもが育つまち」を統一目標に、青少年対策の基本方針を打ち出すなど、官民一体となって青少年の健全育成と非行防止に努めている。



沼津市わたしの主張大会

(1) 青少年問題協議会

市長を会長として、青少年問題にかかわる学識経験者、関係機関・団体の代表者25人以内により本協議会を構成し、青少年非行の防止、健全育成の総合的施策の樹立と実践活動の方策等について研究、協議や助言を得るとともに、関係機関・団体の連携を深めている。

特に、より効果的な青少年健全育成を進めるため、将来を展望した全市民的取組とともに、直接の担い手である行政・学校・地域・家庭・職域において、その取り組むべき基本方向について検討を重ねた結果、昭和62年5月13日に「沼津市青少年対策の基本方針」を策定し、あらゆる機会と場を通してこの方針の浸透を図っている。

沼津市青少年問題協議会委員

任 期 2年

委員の構成 学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が規則で定める者

(2) 青少年を健やかに育てる会

昭和55年12月10日の青少年健全育成都市宣言を契機として、自治会連合会の積極的な姿勢のもとに、市内全域16地区に「青少年を健やかに育てる会」が設置された。この会は全市民的活動を目指すもので、自治会をはじめ青少年育成推進員・少年補導委員・小中学校・PTA等あらゆる関係機関・団体で構成される地域の自主的実践活動の推進母体である。また、現在は18地区の会長により青少年育成市民会議的組織として、青少年を健やかに育てる会連絡協議会が設けられている。

各地区の青少年を健やかに育てる会では、全市統一目標の「地域の子どもは地域で育てる」運動を進める一方、それぞれの会が、地域の特性を活かしながら懇談会・講演会・地域の行事等を

開催して、地域ぐるみで非行防止や健全育成に向けた実践活動を積極的に展開している。

昭和57年度からは、地域連帯感の醸成、住民意識の高揚、社会環境の浄化等、一層の実効性を高めるための活動専門部5部（広報啓蒙部・健全育成部・家庭教育部・環境浄化部・補導相談部）を設けていたが、平成4年度に見直しを行い、現在は育成部・補導部の2部となっている。

令和6年度地域実践活動目標

※統一目標

「地域の子どもは地域で育てる」

※重点実践事項

- 青少年を健やかに育てる会の充実
- 家庭の教育力の回復に努める
- 学校と地域との連携・協働の推進
- 環境浄化活動の推進

令和6年度 沼津市青少年を健やかに育てる会連絡協議会

地 区 名		地 区 名	
◎	第 一 地 区	○	片 浜 地 区
	第 二 地 区		今 沢 地 区
	第 三 地 区		大 平 地 区
	第 四 地 区		静 浦 地 区
	第 五 地 区		内 浦 地 区
	門 池 地 区		西 浦 地 区
	金 岡 地 区		原 地 区
	大 岡 地 区		浮 島 地 区
	愛 鷹 地 区		戸 田 地 区

◎会長 ○副会長

中学校区を基本とする市内18の地区で組織する

(3) 青少年育成推進員制度

青少年の健全育成を国民運動として推進するため、昭和41年6月「青少年育成国民会議」が設置され、昭和44年、本市においても市民ぐるみの運動として推進するために「青少年育成推進員制度」を創設した。

各地区の「青少年を健やかに育てる会」からの推薦を受け、教育委員会が委嘱している青少年育成推進員は「青少年を健やかに育てる会」の中核的な推進役としての活動とともに、各地区間の連携強化を図るため、それぞれの地区代表者をもって青少年育成推進員連絡会を組織している。

※主な活動

- 地域での「あいさつ運動」「明るい家庭づくり」「青少年の地域参加」のための親子レクリエーション、スポーツ活動等、青少年健全育成活動を進めるうえで、その中核的役割を担う。
- 少年補導委員をはじめ、地域の保護司、民生委員・児童委員、青少年育成関係者及び子ども会等、青少年育成団体との連携、協調を図る。

(4) 二十歳の集い・二十歳の議会

本市の成人式は、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた令和4年の民法改正後も式典の対象年齢を20歳としたことから、令和2年の式典より名称を「二十歳の集い」に変更した。中学校区ごとの地域分散方式による地域手づくりの式典を平成元年から続けており、地域連帯感の醸成や地域青少年育成活動の基盤づくりに大きな役割を果たしている。

また、二十歳の集い開催後、責任ある大人としての自覚と市政への関心を喚起することを目的に、20歳になった若者たちの代表による模擬議会を開催している。

令和6年は第26回目の開催であり、19人の若者が出席した。

(5) わたしの主張大会

市内の中学生が家庭・学校・地域活動・友人・将来のこと、あるいは、自分の思い、考えたことや感銘を受けたことなどをまとめ発表する大会であり、発表を通して社会の一員としての自覚を高めるとともに、青少年の健全育成に対して市民が理解や関心を深めることをねらいとしている。

第42回となる令和5年度は、市内各中学校で校内審査を経た代表19人が出場し、そのうち3人が県大会に選出され、最優秀賞、優秀賞を受賞した。第43回となる令和6年度は、各校代表19人が6月に市民文化センターで発表を行った。

(6) 高校生しゃべり場inぬまづ

高校生が日頃感じていることや意見を自由に発言する場を提供することで、高校生の社会参加のきっかけを作るとともに、生徒自身の社会に対する意識の高揚を図り青少年の健全育成を促すことを目的としている。

令和5年度は、市内の各高校の代表12人が参加し、ららぽーと沼津で「市制100周年 これからの100年に向けて～未来につなぐ『うみりょく』会議 いま、高校生にできること～」をテーマにディスカッションした。

(7) 青年育成

近年の社会環境の変化とともに、青年団体活動等は低調であるが、この活性化を促すことに努めている。

① 沼津市青年教養講座

青年が個人の教養や技術を身につけるとともに、地域での社会貢献の意識を高めることを目的として、18～39歳の市民又は通学・通勤者を対象に教養講座や交流活動を実施している。

令和5年度は、全18回（うち交流会2回）の講座を開催し、延べ167名が参加した。

② 二市青年教育交流協議会

昭和54年度に沼津・三島・熱海・伊東の4市で、四市青年教育推進協議会を設置し、青年交流会を通じて、各市の青年リーダーの養成を目指して活動を展開してきた。現在は沼津・三島の2市で、二市青年教育交流協議会として、情報交換を行っている。

(8) 少年育成

現在、少年の生活に占める学校の比重はますます大きくなっているが、健全な少年の育成のため

めには、家庭・学校・地域社会の連携・協調が何よりも期待される。

今日、地域社会の連帯感が薄れ、地域の教育力は低下の傾向にあるが、一方ではコミュニティづくりや祭事・季節行事等による新しい地域社会の醸成が各地に広がってきている。

また、少年は、団体活動に参加することによって、年齢を異にする者との交わりを深め、知己を得ることなどによって人格を形成していくことから、このような少年のための地域づくりと併せて、団体の育成を図っている。

① 子ども会

本市の子ども会は、自治会毎に37子ども会、888人の小学生児童が参加し、近隣地域社会を活動の場としてその個性を確立し、社会性を身につけることを目標に子ども会活動を進めている。活動内容は多種多様であるが、地域社会の特性を活かして世話人の指導助言により活動している。昭和34年2月、市内各地域の有識者、PTA補導部の指導者等により、子ども会を育成する目的をもって沼津市子ども会世話人連合会（沼子連）が発足した。

昭和38年8月、各子ども会を指導するため、青少年有志により沼津市子ども会リーダースクラブ（N・L・C）が結成され、沼子連と表裏一体の形で地域の子供たちの良き指導者として活動を続けてきた。

昭和50年4月、沼子連は、沼津市子ども会育成連絡協議会と名称を変更し、組織の強化、地域活動の活発化、指導者・リーダーの養成などを主目標として活動を展開している。なお、N・L・Cは令和4年度末に団体としての活動を終了し、以後は個別に市の青少年リーダーとして活動している。

主な事業として、6月に砂の造形大会、12月に球技大会、また沼子連を中心に沼津市PTA連絡協議会、沼津市スポーツ少年団など市内の青少年健全育成団体で「沼津市青少年育成団体連絡協議会」を組織し、10月に「子どもの遊び王国in沼津」を開催している。

子ども会リーダー養成事業としては、小学校高学年児童を対象に年4回程度のクラブキッズや研修活動を実施している。

② ボーイスカウト

ボーイスカウト運動は、健全な青少年の育成を目的とした青少年の社会教育運動で、創始以来世界各国で活発な活動が続けられており、本市においては、昭和28年に発足以来、堅実な実践を展開している。

この運動は、少年の育成に最も大切な年代である小学校・中学校・高校等の青少年を一貫して正しく導き、良い品性を身につけさせ、身体を強くし、種々の技能を習得させ、喜んで社会に奉仕できる国際愛をもった立派な社会人に育てることを目的としており、現在、沼津支部では3個団、95人の団員が活動している。

③ ガールスカウト

ガールスカウト運動は、少女たちのもっている豊かな可能性を育み、健全な品性と優れた知性や技能を習得させ、社会に役立つ公民を育てることを目的とした社会教育運動である。

この運動は1909年にイギリスで創始され、本市においては、昭和34年に発足以来、有志女性指導者の奉仕によってすすめられており、現在沼津地区では2個団、41人の団員が活動している。

④ 海洋少年団

少年が海に親しみながら海洋思想・知識と海上生活に必要な技術を習得することを目的とし

ており、本市においては、昭和53年に発足以来、四季を通じて活動を展開している。特に、カッター洋上訓練は心身の育成向上に大きな役割を果たしている。

(9) こいのぼりフェスティバル

こいのぼりフェスティバルは、昭和60年に初めて開催されてから、令和6年で40回目を迎えた。青年及び青少年のボランティア等により構成される「こいのぼりフェスティバル実行委員会」が主体となり、令和6年度は狩野川緑地を会場に4月28日から5月5日までの期間、こいのぼり約120匹を掲揚した。また、5月4日・5日は、ボランティアや社会教育団体等によるクラフトコーナーなどの親子がふれあう催しや売店などが賑わいをみせ、開催期間には延べ約25,100人が来場した。

(10) 青少年体験学習

幅広い分野での体験の機会を設け、参加者の自ら学び考える力や様々な物、事への興味・関心・意欲の向上を図ることを目的に、学校や家庭では出来ない経験の場を創設する各種体験活動を実施している。

(令和5年度実績)

・ゆめとびら体験塾	対象：小学校4年～6年生	2回	63人
・イングリッシュアドベンチャー	対象：小学校5年～6年生	1回	25人

青少年教育センター

時代の推移とともに、青少年を取り巻く環境は複雑化・多様化してきており、その結果、情緒の安定を欠いたり、対人関係がうまくとれなかったりするなど、変化する環境に適応できない子供たちが増えてきている。

青少年教育センターは、青少年の非行・被害の防止や、不登校・発達などに悩む子供や保護者の相談に対応し、青少年の健全な育成を促すため、家庭をはじめとして地域・学校・警察他関係機関との連携・協力の下に、補導並びに教育相談活動などの事業を行っている。

当センターは、「青少年教育センター」と「保健センター」からなる複合施設として計画され、昭和61年4月1日に開館した。

1. 施設の概要

名 称	沼津市青少年教育センター
所在地	沼津市八幡町97番地
電 話	951-3440
建設費	957,255千円（うち、青少年教育センター部分607,840千円）
構 造	鉄筋コンクリート4階建一部2階
規 模	敷地面積 2,748.48㎡ 建築面積 1,257.28㎡ 延床面積 3,601.52㎡（うち青少年教育センター部分2,232.32㎡）
竣 工	昭和61年3月31日



2. 活動方針

(1) 補導活動の充実

一般化・広域化する青少年非行に対処するため、中央補導及び地区補導活動の充実を図るとともに、刑法犯少年の大半を占める万引きを防止するため、家庭、地域、学校、商業店舗との連携を深め、青少年自身への意識啓発を強化する。

(2) 環境浄化活動の推進

全市一斉の「青少年を取り巻く社会環境の実態調査」により、有害環境の実態を把握し、地域ぐるみの有害環境浄化活動を推進する。

(3) 非行・被害防止啓発事業の充実

国や県の啓発活動に併せた街頭キャンペーン、各種広報活動を通じて、非行・被害防止並びに薬物乱用防止への意識啓発を図る。

(4) 教育相談事業の充実

面接相談及び電話相談の内容をより充実させ、青少年や保護者などに、より適切な相談を実施して援助を進める。

(5) 不登校児童・生徒に対する集団活動の充実

体験活動「はばたき」や相談指導学級での集団活動を通して心理面の回復を促進し、社会的自立と学校復帰を支援する。

3. 補 導

青少年の非行化を防止するため、市内18地区の「青少年を健やかに育てる会」から推薦を受けて委嘱した少年補導委員223人と当センター職員により、中央補導及び地区補導を計画的かつ継続的に実施している。また、青少年の健全育成を推進するため、地域と協力し合って有害環境の浄化に努めている。

(1) 少年補導委員の委嘱状況（令和5年度）

少年補導委員の委嘱者数

推 薦 団 体 名			人 数	推 薦 団 体 名			人 数
青 少 年 を 健 や か に 育 て る 会	第 一 地 区		17	青 少 年 を 健 や か に 育 て る 会	愛 鷹 地 区		7
	第 二 地 区		20		大 平 地 区		4
	第 三 地 区		15		門 池 地 区		19
	第 四 地 区		23		静 浦 地 区		6
	第 五 地 区		20		内 浦 地 区		5
	片 浜 地 区		11		西 浦 地 区		2
	今 沢 地 区		14		原 地 区		17
	金 岡 地 区		17		浮 島 地 区		6
	大 岡 地 区		16		戸 田 地 区		4
				計			223人

(2) 街頭補導

① 中央補導

繁華街を中心に、公園、空き地、ゲームセンター、商店を重点的に補導活動を行っている。近年では、挨拶を交わしたり、被害に遭わないよう注意を促したりするなど、青少年に温かい声かけを行う「愛の声かけ」を中心とした活動を実施していくことで、青少年の社会的規範の向上と不良行為の未然防止を図っている。地区補導委員代表者及び警察署等と緊密な連携を保ちつつ、計画的に街頭補導を実施している。

令和5年度中央補導実施状況

月	回 数			補 導 の 重 点 目 標
	午 後	夜 間	計	
4	0	0	0	怠学青少年の補導、不良交友・交通ルール・マナーの補導
5	2	0	2	怠学青少年の補導、喫煙の補導
6	5	2	7	怠学青少年の補導、不良交友・万引き防止の補導
7	2	2	4	夏休み特別補導、薬物乱用防止
8	3	2	5	夏休み特別補導
9	6	2	8	怠学青少年の補導、不良交友の補導
10	5	3	8	遊技場における金銭乱費防止、不良交友・不健全娯楽の補導
11	7	2	9	怠学青少年の補導、不良交友の補導
12	4	3	7	遊技場における金銭乱費防止、不良交友・万引き防止の補導
1	5	2	7	遊技場における金銭乱費防止、不良交友・喫煙の補導
2	7	2	9	怠学青少年の補導、喫煙の補導
3	4	4	8	怠学青少年の補導、不良交友・不健全娯楽の補導
計	50	24	74	

② 地区補導

市内全域の補導強化を図るため、各地区の「青少年を健やかに育てる会」の少年補導委員が中心となり、きめ細かい補導活動を推進している。

③ 特別補導

「沼津夏まつり」「高尾山祭典」での補導を実施している。令和5年度は、「高尾山祭典」が行われなかったため補導活動も中止となった。

(3) 環境浄化活動

有害図書の販売場所、カラオケ店、ゲームセンター、公園、空き地等、青少年の集まりやすい場所について巡視活動を行い、浄化に努めている。また、12月実施の「青少年を取り巻く社会環境の実態調査」により、青少年に有害となる環境の実態を掌握し、業者へ注意喚起している。

(4) 広報活動

非行・被害防止及び健全育成を図るために、市広報紙等を活用して啓発を行っている。例年7月に「青少年の非行・被害防止強調月間」、11月に「子供・若者育成支援推進強調月間」に合わせて街頭キャンペーンを実施している。また、「青少年教育センターたより」を年4回発行し、市民意識の高揚を図っている。

(5) 他機関との連携

課題をもつ青少年の動向を素早くとらえ、適切な指導と対応を進めるため、東部児童相談所、保護観察所、沼津警察署生活安全課、沼津地区少年サポートセンター、市福祉事務所こども未来創造課こども家庭センター、市教育委員会学校教育課及び青少年教育センターにより定例会を毎月開催し、情報交換や対応の検討などを行っている。

(6) 令和5年度街頭補導少年の学職別状況（中央補導・地区補導）

(単位：人)

学 識 別 区 分		小学生	中学生	高校生	学 其 生 他	有職少年	無職少年	合 計
行 為 種 別	飲 酒							0
	喫 煙							0
	薬 物 乱 用							0
	夜 間 は い か い		6	18	2			26
	不 良 交 友							0
	怠 学 ・ 怠 業							0
	ゲームセンター入場	21	98	420			2	541
	パチンコ店入場							0
	カラオケ店入場			4				4
	自転車の暴走行為			1				1
	自転車の二人乗り			2				2
	自転車の無灯火	1	5	19	6	5		36
	危 険 な 遊 び		3					3
	そ の 他		2	3		1	1	7
計		22	114	467	8	6	3	620
事後対応	家庭・学校・職場へ連絡							0
	他 機 関 へ 連 絡							0
計		0	0	0	0	0	0	0

愛 の 声 か け 運 動	562	315	653	50	14		1,594
---------------	-----	-----	-----	----	----	--	-------

※愛の声かけ運動 不良行為に対する注意・助言には相当しない、温かい声かけ

4. 教育相談

社会の仕組みがますます複雑化する今日、家庭や地域社会での教育的機能が薄れ、学校教育の果たすべき役割は重く、一層重要なものになってきている。

このような中で、これまでの学校教育を単に充実するだけでは社会の様々な要請に対応できなくなっており、学校教育の枠を越えた新しい施策が必要となっている。

教育相談は、こうした新しい時代の要請に応えるため整備拡充されたもので、学校教育と家庭教育、また、地域社会の教育活動との連携を深めながら相談活動の充実を図り、様々な課題を抱えた子供たちの健全な育成に努めている。

(1) 相談業務

青少年の健やかな心身の発達を援助するため、青少年や保護者に対する教育相談を実施している。また、必要に応じて教員からの相談にも対応している。平成30年度から専門家3人（臨床心理士2人、言語聴覚士1人）を配置している。

相談内容は、非行、不登校、発達・子育て、進路・適性及び対人関係などがある。

① 面接相談

カウンセリングや、遊戯療法などの心理療法を通して、相談者自らが進むべき方向を見い出していくことを援助している。

また、必要に応じて家庭・学校・諸関係機関などと連携し、問題の早期解決を図っている。

② 電話相談

「やまびこ電話」の愛称で呼ばれる電話相談は、電話を通して訴えられる青少年に関する様々な問題や悩みについて、電話相談員が共に考えながら解決のための援助を行っている。

(2) 体験活動「はばたき」

不登校傾向を示す小・中学生を対象に、小集団での体験活動を通じて情緒の安定を図り、自立心や社会性を育成している。

(3) 相談指導学級

心理的な要因等により不登校の状態にあり、当センターでの面接相談を受けている小・中学生を対象に、小集団での活動を通して、自己決定力や自己肯定感を高め、人との円滑な関わり方を学ぶ支援をしている。

(4) 面接相談

令和5年度に教育相談でかかわった件数は152件（前年173件）で、このうち新規相談は92件（前年95件）であった。

令和5年度面接相談

相談分類別・対象者別内訳

(単位：件)

対象者	内容	非行	不登校	発達・子育て	進路・適性	対人関係	その他	合計
幼児 新規								0
								0
小学生 新規			39	22		2	6	69
			21	16		1	6	44
中学生 新規			55	11	2	5	4	77
			33	3	2	4	3	45
高校生 新規			3	1		2		6
			1	1		1		3
その他 新規								0
								0
本年 新規		0	97	34	2	9	10	152
		0	55	20	2	6	9	92
前年 新規		0	102	53	3	8	7	173
		0	52	33	1	6	3	95

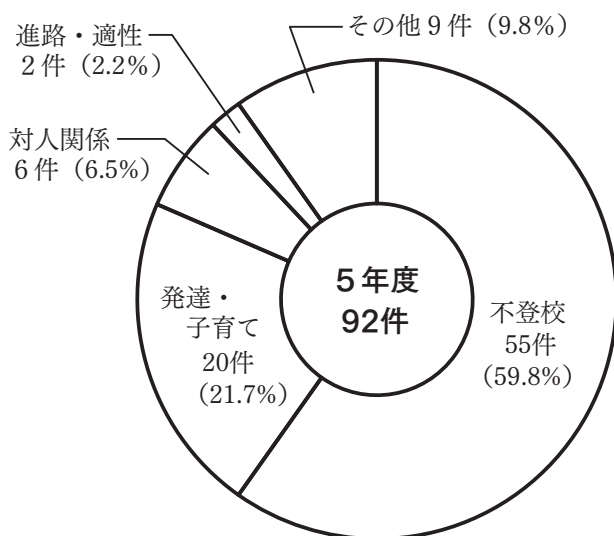
※対象者のその他……大学（短大）・専門学校生・有職少年・無職少年など

※上段は相談件数

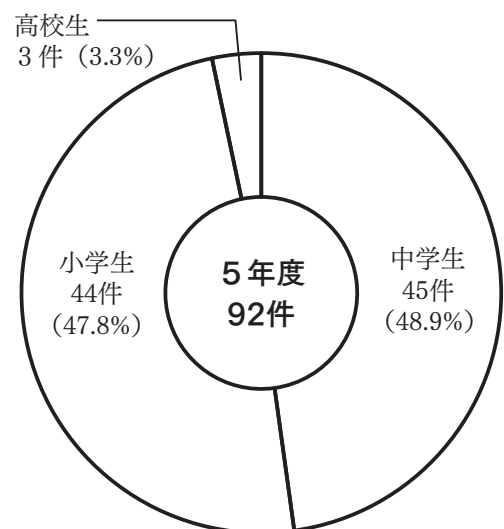
※下段は新規相談で上段の内数

〔新規相談受理状況〕

相談内容別



相談対象者別



(5) 講座「そよかぜ」

令和5年度の『子どもの成長を支える講座「そよかぜ」』において、青少年教育センターに配置された専門家（臨床心理士、言語聴覚士）が講演した。講座では、参加者に対し各専門家の知見から子育てに役立つ情報を提供している。

(6) 電話相談（愛称 やまびこ電話）

令和5年度 相談内容別相談対象者・相談者別内訳

（単位：件）

対象者 内容		乳幼児	小学生	中学生	高校生	少 年	一般成人 (含保護者)	不 明 その他	計
非 行	相談対象者別								0
	相談者別								0
不 登 校	相談対象者別		5	2	2				9
	相談者別						9		9
発 達 子 育 て	相談対象者別		4		1	1	4		10
	相談者別		1				9		10
性の問題	相談対象者別		18	5	15	3	16	24	81
	相談者別		18	5	15	3	13	27	81
進 路 適 性	相談対象者別			1			2		3
	相談者別						3		3
対人関係	相談対象者別		1	1	3	1	66	12	84
	相談者別				2	2	71	9	84
学校生活	相談対象者別		2		1				3
	相談者別						3		3
問 合 せ ほ か	相談対象者別		11	1	2		119	91	224
	相談者別		11	1	2		142	68	224
無 言	相談対象者別							404	404
	相談者別							404	404
計	相談対象者別	0	41	10	24	5	207	531	818
	相談者別	0	30	6	19	5	250	508	818
〔参考〕 令和4年度 計	相談対象者別	0	13	12	5	7	256	445	738
	相談者別	0	8	2	6	7	270	445	738

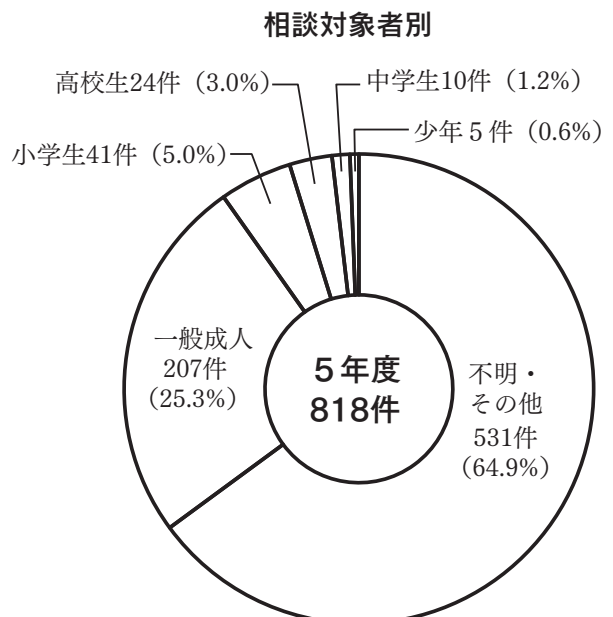
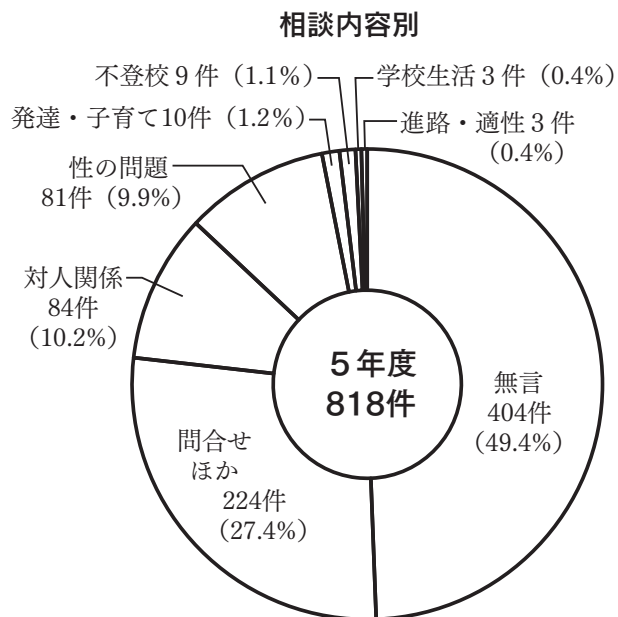
※上段は相談対象者別分類数〔電話内容が誰のことについてかの分類〕

（例：小学生の息子のことで、母親からの相談→小学生にカウント）

※下段は相談者別分類数〔電話を掛けてきた人についての分類〕

（例：小学生の息子のことで、母親からの相談→保護者にカウント）

※少年は20歳未満の大学（短大）生・専門学校生・有職少年・無職少年



(7) 教育相談研修

現在の社会環境を反映して、子供たちの困り感やその表れは複雑で多様なものとなっている。学校では、そうした子供たちの心を受容しつつ、成長を支援する教育相談的なかわりが重要視されている。このような状況を踏まえ、不登校の小・中学生の実態とその対応について学ぶ、不登校担当教員研修や相談指導学級における教育相談教員研修を行っている。

また、相談担当者の資質の向上を図るために以下の研修を実施している。

① 内部研修

面接相談担当者は、「ケース会議」の中で事例検討を中心とした研修を行っている。

電話相談員は、定例研修会で相談者に対する援助方法について学んでいる。

② スーパーバイザー

相談担当者への専門的な助言及び技術指導のため、専門的な知識をもつ大学教授や医師等をスーパーバイザーとして委嘱している。

(8) 調査・研究事業

「青少年を取り巻く社会環境の実態調査」をはじめとした教育相談及び非行等課題解決のための調査・研究を行っている。

(9) 広報・啓発

教育相談事業のPRに努めるとともに、家庭及び地域社会の教育的機能の育成を図っている。